

# 黒潮町物価高騰対策商品券交付事業に係る取扱店募集要項

## 1 事業の目的

町では、原油価格や電気・ガス料金などのエネルギーや食料品価格等の物価高騰が家計に与える影響の緩和、地域における消費喚起や町民の家計負担軽減を図ることを目的に、令和6年1月1日の時点で住民登録されている町民に対して、町内の商店、飲食店及び事業所等で使用できる黒潮町物価高騰対策商品券（以下「地域商品券」という。）の交付事業を実施します。

本要項は、地域商品券を使用して食事、商品の購入及びサービス等を提供できる店舗等（以下「取扱店」という。）の募集及び地域商品券を使用した取引（以下「特定取引」という。）に関して定めるものです。

## 2 取扱店参加資格

### (1) 資格要件

- ①黒潮町内に店舗や事業所等を有する事業者  
（町内に複数の店舗がある場合、店舗ごとに申込書の提出が必要です。）
- ②本実施要項を遵守する事業者

### (2) 対象外事業者

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う事業者
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団いう。）暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

## 3 取扱店の登録

### (1) 受付期間

- ①第1次募集 令和6年1月31日（水）～令和6年2月16日（金）  
※この期間に申し込み、登録された取扱店は、地域商品券の交付者に配布する店舗一覧表に掲載します。
- ②第2次募集 令和6年2月17日（土）からも継続的に募集し、随時登録します。  
※第1次募集での店舗一覧表を作成しますので、追加されない場合はご了承ください。問い合わせがあったときはご紹介します。

### (2) 登録受付時間

土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

(3) 申込先

〒789-1992 黒潮町入野5893番地  
黒潮町役場本庁舎  
産業推進室 商工係 TEL0880-43-2113 (直通)

〒789-1795 黒潮町佐賀1092番地1  
黒潮町役場佐賀支所  
地域住民課 総合窓口第2係 TEL0880-55-3112 (直通)

に「黒潮町物価高騰対策商品券取扱店登録申込書兼誓約書」を郵送又は役場に直接お持ちいただく等により提出して下さい。

(4) 登録された取扱店

登録された取扱店に対しては、「黒潮町物価高騰対策商品券取扱店登録証明書」と登録カード、ポスター等を交付します。

#### 4 登録料

登録に際しての費用負担はありません

#### 5 地域商品券の利用範囲

次に示す内容については、地域商品券の利用はできません。

- (1) 不動産及び金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券及びプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税及び負担金などの公租公課
- (6) 使用料及び手数料(町指定のごみ袋も含まれます)

#### 6 地域商品券の利用に係る注意事項

- (1) 地域商品券の額面の合計額が特定取引の対価を上回るときは、取扱店からの当該上回る額に相当する金額の支払いは行わないこと。(つり銭は支払わないこと。)
- (2) 地域商品券の盗難、紛失又は滅失等に対し、発行者はその責任を負いません。
- (3) 未利用の地域商品券がある場合でも返金はできません。
- (4) 交付された本人又はその代理人に限り使用することができ、第三者への譲渡、転売、換金を行わないでください。

## 7 地域商品券の有効期限

令和6年4月1日（月）～令和6年6月30日（日）

有効期限を過ぎた地域商品券は無効となり、利用できません。

## 8 地域商品券の換金

(1) 地域商品券取扱金融機関

幡多信用金庫 入野支店

幡多信用金庫 佐賀支店

(2) 取扱店は、町が指定した地域商品券取扱金融機関において黒潮町物価高騰対策商品券取扱店登録証明書又は登録カードを提示し、令和6年6月30（日）までの特定取引において受け取った地域商品券を令和6年7月31日（水）までに提出して換金してください。

※注1 取扱金融機関に口座がある取扱店

その券面金額に相当する金銭を口座へ入金（振替）します。

※注2 取扱金融機関に口座がない取扱店

その券面金額に相当する金銭を、現金でお渡しします。

## 9 取扱店の遵守事項

(1) 地域商品券の不正使用（偽造等）が疑われる場合は、受け取りを拒否するとともに、速やかに黒潮町役場産業推進室商工係に連絡して下さい。

(2) 特定取引において地域商品券の受け取りを拒まないこと。

(3) 商取引なく地域商品券を流通させるなど不正使用しないこと。

(4) 町と適切な連携を図ること。

## 10 取扱店の登録の取消し等

本要項に反する行為を行った場合は、取扱店の登録を取消し、その旨を公表するものとします。また違反行為により町が損害を受けた際は、当該損害の賠償を請求する場合があります。

## 11 個人情報の取扱い

取扱店の登録に係る個人情報等については、町が管理し、本事業及び本事業の効果測定に係る事務処理のため利用します。

## 12 問合せ先

黒潮町役場産業推進室商工係 TEL：0880-43-2113（直通）